



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2025 年 6 月号

No. 291

No.291 (2025 年 6 月号) <5 月 25 日発行>

今月号の注目情報

「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ」を公表（経済産業省）



巻頭言

『会員の協会活動を考える』

会員番号：1816 野田正勝（副会長 システム監査事例研究会主査）

2024 年度末の個人会員は 563 名です。このうち、7 つの研究会で活動している人数は、2024 年度「会員向け SAAJ 活動説明会」の資料によると 77 名（重複あり）です。このほか、各支部や部会の活動している方もいますが、約 8 割の方は協会に所属しながら活動の機会を十分に享受していないこととなります。

会員規程の第 10 条(義務)には、「会員は協会の目的およびシステム監査人倫理規定を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。」とあります。協会の目的は定款の第 3 条に「本法人は、システム監査を社会一般に普及せしめると共に、システム監査人の育成、認定、監査技法の維持・向上をはかり、よって、健全な情報化社会の発展に寄与することを目的とする。」とあります。つまりは、システム監査の普及やシステム監査人に育成といった協会活動を支援しなければならないこととなります。もしかすると、会費 1 万円を払うことで、協会から何らかのサービスを受けられると考えている方がいるかもしれませんが、上記の規定によると、そうではないこととなります。そもそも年間 1 万円で受けられるサービスなど今の世の中の水準で考えれば大して期待はできないことは、フィットネスクラブの会費が月 1 万円程度であることと比べても見当がつきます。

協会活動の支援が義務というはかなり堅苦しくなりますが、活動の権利または機会を得ていると考えるとうどうでしょう。年間 1 万円払って得られる機会を有効活用しない手はありません。各研究会での活動の成果は、1 万円で受けられるサービスの何倍いや何十倍もの価値があると私は思います。ですから、是非、研究会活動に参加してほしいと思います。ただし、研究会活動は、入会するだけでその分野の情報や知識などを教えてもらえるのではないかというのも誤解です。研究会活動さらには協会活動は、各人の主体的・能動的な活動であって、一方的に享受されるものではなく、メンバー相互の能動的な活動によって始めて維持・向上されるものであることを忘れてはならないと思います。以上

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

○ 巻頭言	1
【 会員の協会活動を考える 】	
1. めだか	3
【 続・時代が求めるシステム監査（臆病者のための株入門） 】	
2. 投稿	4
【 投稿 】 ノーマルアクシデントに備える組織文化を醸成することの重要性	
【 コラム 】 システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門（6）	
【 時事論評 】 パラダイムシフト時代の悪夢と希望 ～ネバートラスト編～	
3. 本部報告	17
【 第 296 回月例研究会：講演録 】	
テーマ：「金融庁「サイバーセキュリティガイドライン」の概要について」	
【 第 43 回 CSA フォーラム開催報告 】	
テーマ：プロジェクトを成功させるプロジェクト監査～監査項目表の大幅改訂も交えて～	
4. 注目情報	20
【 経済産業省 】	
「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ」を公表	
5. セミナー開催案内	22
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
6. 協会からのお知らせ	24
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
7. 会報編集部からのお知らせ	26

めだか 【 続・時代が求めるシステム監査（臆病者のための株入門） 】

「続・時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、気候変動、ウイルスによるパンデミック、世界的な政治の混乱、戦争、地震・津波、台風、人口などにより、求められるものである。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシステム監査人に求められているものは一体何かを考える。



資料によると、資本主義は差異（価格の歪み）から利潤を生み出す原理であると言われる。差異は、空間的な差異（場所による値段の違い）とともに、時間的な差異（未来と現在のちがい）がある。企業家とは、市場の歪みにだれよりもはやく気づき、利己的な動機から金儲けをたくらみ、結果として市場を効率化させ、社会の富を増大させる者のことをいう。自分勝手な欲望がひとびとの幸福につながるこの不思議な仕組みのことを、アダム・スミスは「神の見えざる手」と呼んだ。

株価はどのように決まるのだろうか。株式の価値は、その会社が将来に生み出すすべての利益を現在価値に換算したものであるという。(1) 株式とは企業の所有権である。(2) 企業は、存続するかぎり利益を生みつづける（赤字の年もある）。(3) したがって、株式の価値は、将来にわたって企業が生み出す利益の総額のことである。ポイントは「現在価値」ということになる。お金の価値は未来になるほど小さくなっていく。正確な価値を知るためには、現在のお金は大きく、将来のお金は小さく、調整してやらなければならない。この比率を「割引率」という。(1) 株式の価値は、企業が将来にわたって生み出す利益の総額である。(2) その利益は、一定の割引率によって現在価値に換算されなくてはならない。ということは、株式の価値を知るために必要な情報は、将来の利益と割引率である。

バランスシート（貸借対照表）は企業の財務内容を「資産」と「資金調達（ファイナンス）」で図示する。資金調達は、「負債」と「資本」に分けられる。会社は、負債と資本で事業に必要な資金を調達し、それを資産という箱に投入して利益を出す。このとき負債でファイナンスするのが債券、資本を使うと株式になる。「将来価値を現在価値に割り引く」というが、現在価値は、割引率が高いほど安くなり、割引率が低いほど高くなる。これがあらゆる金融商品の価値を決める。このようにすべての債券は、割引率が決まれば自動的に価格が決まる。

すなわち債券投資とは、金利（割引率）を予想するゲームなのである。それに対して株式投資は1株利益を予想するゲームである。時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考える。システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対して、あらためて考えてみる必要がある。（空心菜）

資料：「臆病者のための株入門」橋玲 著 文春新書 514

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJの見解ではありません。）

<目次>

【投稿】 ノーマルアクシデントに備える組織文化を醸成することの重要性

会員番号 0436 大石正人

2025年4月6日（日曜）未明に、中日本高速道路株式会社（以下、NEXCO 中日本）管内で、ETCシステムの障害が発生し、ETCカードによる課金処理ができなくなりました。システム障害事象の詳細な経緯や障害発生原因については、同社が設置した「広域的な ETC システム障害発生時の危機管理検討委員会」第1回資料に譲りたいと思いますが、高速料金所の出口レーンにおいて一部顧客の課金が不能（正常な ETC カードが使用不可と判断）でバーがあかなくなり、発生直後は既存マニュアルに基づき各料金所の判断でレーンを運用したこと（当初はスタッフが ETC カード番号を控えて事務室で処理、その後 ETC レーンを閉鎖し、「後日清算チラシ」を配布）もあって、渋滞がかなりの料金所で発生し、漸く本部指示で ETC レーン（発進制御バー）を開放する、といった、結果として逐次対応となりました。

（注）広域的な ETC システム障害発生時の危機管理検討委員会 | プレスルーム NEXCO 中日本

https://www.c-nexco.co.jp/corporate/pressroom/2025_crisis-management_etc/

またシステム障害の原因について、当初障害個所と見込んで障害発生当日に修正した「地域管理システム」（障害発生前夜に改修を実施）、ではなく、地域管理システムに、ETC カードが使用可能かの判定に係るデータを配信している広域管理システムの機能不備から、データ破損していたという「障害個所の特定」の誤りもあって、応急復旧まで 38 時間もかかったのです。不具合のあったデータ（ETC カードの取り扱い是非を判定するためのデータ）は、深夜割引の見直しに向け構築中のシステムを利用していたのですが、本来消去すべきデータを削除していなかったために、容量を超えて判定データの領域を壊してしまったようです。なぜこうした機能不備があったのか、原因究明待ちだったため（第1回委員会の開催された4月18日時点）、手動でデータを消去する運用を続けている模様です。広域的な ETC システム障害の原因となったプログラムについては、速やかに改修する方針（第2回委員会の開催された4月22日時点）としています。

障害個所の特定に手間取ることは、どんなシステムでも発生しうることであり、対応の巧拙はともかく、できるだけ迅速な障害対応ができるよう、どんな事業所も体制を組んでいるはずですが。しかし今回の NEXCO 中日本の場合、こうした ETC システム障害の対応手順が料金所単位での、ある意味で局所的な支障に対処するマニュアルしかなく、例えば顧客の誘導判断や顧客への情報提供が、東京・八王子・名古屋支社の各支社単位で行われたことも大きな反省点でした。

なお、高速料金の徴収は、NEXCO 各社（東日本、西日本、中日本）共通の料金システムによっています。また今回障害を起こした、各社の広域管理システム（各社1システム）や地域管理システム（一部報道によれば NEXCO 中日本の場合、保全・サービスセンター単位で 21 システムある模様）は、これを統括する 3 社共通の統括システムの配下にあります。

高速道路網がNEXCO各社で繋がり、入口から出口までETCカードによる料金の徴収やカードの判定を行っている以上、これを支えるシステムやサービスは「広域的」「統一的」に行われなくてはなりません。ところがこれまでこうした「広域的な影響があるシステム障害」に備えたマニュアルの用意や、障害発生時に広域的な統括本部の立ち上げは想定していませんでした。おそらく、これまでこうした影響が広範囲に及ぶシステム障害事例がなかったため、と思われます。しかし考えてみると、これまでも広域的な障害が起こる可能性はあったはずで、その意味で今回の事案は起こるべくして起こった「ノーマルアクシデント」と見なすことができると思います。

遅まきながらこうした広域的な対処が必要な場合に備えたマニュアルや対応体制を構築するため設けられたのが、先述の「広域的なETCシステム障害発生時の危機管理検討委員会」で、2025年6月中をめどに、再発防止策のとりまとめや、広域的なシステム障害への危機対応マニュアルの策定を行うこととしています。

高速道サービスが広域性を持っているのに、万一に備えてその全体を統括して対処する考え方がない、というのは、鉄道や通信その他の重要インフラを支える他の事業者にとっても大きな教訓ではないでしょうか。

米国の社会学者チャールズ・ペローはスリーマイル原発事故に著した「ノーマルアクシデンツ」(未邦訳)で、起こるべくして起こる事故=ノーマルアクシデント、の概念を提示したことで、様々な関連書や学術論文でもたびたび引用されています。

ペロー氏によれば、システムの構成要素のあいだの結合度(疎結合か密結合か)と、相互作用(線形系か複雑系か)の組み合わせで、そのシステムが万一の場合に引き起こしかねない事故や障害の大きさや危険性が左右される、と考えました。大規模な原子力発電所は、それを構成するシステムの要素間が密結合で、複雑な相互作用をもっていたために、原発事故を起こしかねない危険性が高い、というわけです。

しかも、ずっと以前には疎結合で線形系だった仕組み(例えばローカルな郵便局)は、今や相互にオンラインで結ばれ、さまざまなサービスを提供しているため、郵便システムとして、複雑化しています。自動車についてみても、これまでのガソリン車は単体で制御されていましたし、不具合が発生した時に素人でもボンネットを開けてある程度までは修理が可能でしたが、現代のように運転支援機能など高度にシステム化され、ソフトウェアの塊になると、従来の自動車整備事業所でさえ、扱い難いものになっています。そこに自動運転だとか、ネットワークで運転を制御するソフトウェアが更新できる、などの高度化が進むと、ネットワークセキュリティ侵害により、外部から勝手に運転を乗っ取り、意図的に事故を起こすことも可能になっています。

ちなみに、多様な患者や治療プロセス、人的リスクが高い医療現場、あるいは金融市場なども様々な商品や取引手法、多様な参加者や取引動機があるために、複雑性に富む分野の一つに挙げられています(注)。

(注) クリス・クリアフィールド&アンドラーシュ・ティルシック著「巨大システム失敗の本質」東洋経済新報社刊、などをご参照ください。

IOT などセンサーを活用し、さらに最近では AI 技術も活用して、様々なデータや情報を収集し、運転やサービスを最適化する、といった試みが増えてくると、結合度が粗く、線形で相互作用を持っているシステムを探すのが難しくなっている予感もします。生活者でさえ不確実（VUCA）で、様々なリスクに直面させられる「リスク社会」（ドイツの社会学者・ウルリッヒ・ベックによる）の深化の結果、もはや人知の及ぶところではない、と諦めるべきなのでしょうか。

確かに、現代社会は複雑化し相互依存性の高いシステムに囲まれてきているとは思いますが、万一の備え、という点では、以下の通り、これまでの様々な事故やシステム障害の経験から得られたいくつかの知見や対処法を活用することが王道だと考えます。

第一に、結果事象に着目したリスクシナリオに基づく対処の検討です。

今回の NEXCO 中日本の場合も、原因はともあれ、何らかの事情で、結果として広域で ETC システムが作動しない、という事態を想定し、組織内あるいは高速道路会社同士で、万一の対処につき、横断的な机上訓練の実施やそれに基づくマニュアルの整備を考えておけば、料金所での渋滞影響の広範化、長時間化、を防ぐことができた、と思います。道路公団の民営化により、高速道路会社法に基づき地域ごとに別会社化された経緯を踏まえた場合、地域会社ごとに業務方針は異なるとしても、提供するサービスや事業のリスク特性はほぼ同一だからです。

広域サービスを提供する、との事業特性を踏まえたリスクシナリオを考えるべき分野においては、今回発生した事象だけにとらわれることなく、同じように広域的な事故やシステム障害を想定した緊急時対応体制やマニュアルを含めた手順の明確化、定期的な訓練による実効性の確保が求められます。

第二に、業務のリスク特性や教訓を含んだ過去の経験を踏まえた対処の検討です。

事業分野は異なりますが、例えば、2018 年 9 月に発生した「平成 30 年北海道胆振東部地震」に伴う大規模停電（いわゆるブラックアウト）については、電力広域的運営推進機構において、検証委員会が設置され、発生経緯を検証するとともに（主として、苫東厚真発電所 1、2、4 号機の停止に加え、地震の揺れによる送電線 4 回線事故に伴う道東水力の停止が複合要因として作用）、「稀頻度（稀にしか発生しない）リスク」に対する運用面での備え、を指摘するとともに、中長期的なシミュレーションに基づく対処方法を検討して、報告書を公表しています（注）。

（注）平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会 | 電力広域的運営推進機関ホームページ https://www.occto.or.jp/iinkai/hokkaido_kensho/

安定的な電力の供給を維持することは、電力会社が複雑系システムの典型として対処しなければならない分野であり、また電力不足に備え電力会社を跨った融通なども、想定に入れなければならないかもしれません。南海トラフ巨大地震についても、2025 年 3 月に政府の想定が見直され公表されましたが、電力、通信、その

他のインフラ事業においては、東日本大震災その他の過去の経験をさらに拡張して、想像力を膨らませて可能なところから、大規模被災への対処策の検討が必要です。

第三に、業務のリスク特性ゆえに発生する様々な顕現化事象について、単独の事業所内や自組織内はもちろん、業界横断的に情報を共有する仕組みの構築と活用です。航空会社・業界では、事故はもちろん、事故に至らなくてもヒヤリハットやニアミスなどの情報を収集し、共有することで、未然防止に役立てる「航空安全管理システム（SMS）」などの仕組みの導入により、事故の発生件数が顕著に減少した歴史的経験もあります。同じ型式の航空機における不備事案の早急な共有はもちろん、空港の立地特性や管制・交信の場におけるトラブルを横断的に共有することが、同種の事故やヒヤリハットを防ぐうえで、極めて重要なことは言うまでもありません。

第四に、こうした顕現化事象（ヒヤリハットを含む）について、平素から組織内において迅速に共有化し、声をあげられるリスクコミュニケーションを重視する組織文化の醸成です。ミスや事故、不正に気が付いた際に、声を上げ、経営層に遠慮することなく、例えばリスク管理部門や内部監査部署、あるいは外部有識者や業界横断的な権威ある窓口に通報できる仕組みをつくるとともに、そうした通報を組織の末端構成員まで、推奨、あるいは時に褒賞し、「心理的安全性」を確保することが望まれます。

そのためには、経営陣や取締役会などが、できるだけ異分子ないし多様性をもった人材で構成されるなど、自組織内の論理だけに惑わされないガバナンス体制も必要でしょう。ちなみに NEXCO 中日本の場合、有価証券報告書（2024年3月）に記載の役員陣は、一部が官庁出身者（監査役も外部出身者ないし専門家）で、他は男性と思しき日本道路公団生え抜きのみで構成されていました。もしかすると、経営陣の多様性を確保することで、より多角的な観点からの議論により、今後の高速道路会社としてのリスクマネジメントが高度化する期待が持てるかもしれないと感じました。こうした視点は事業分野を問わず共通の課題だと考えます。

いずれにしても、ノーマルアクシデント（事業の特性に照らして、起こるべくして起こった事故）を適切に取り扱うリスク感度の高い組織文化を、粘り強く築いていくことが、ますます複雑化し相互依存性の高いシステムに囲まれる現代と未来社会の大きな課題だと考えます。リスク管理や内部監査の従事者も、問題事案の発生後に対処を考えるだけでなく、環境変化も踏まえて、平素から事業が直面する潜在リスクへの認識を掘り下げることで、できるだけ先回りして（プロアクティブな）、事業部門への働きかけや、監査計画への織り込みに粘り強く取り組み、必要に応じて経営層への提言を行うなど、リスク感度の高い組織文化の醸成に貢献されるよう、心から期待したいと思います。

<目次>

【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門(6)

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1.新ローマ教皇(新ローマ総主教)レオ 14 世と AI の関係【システム監査の専門家の出番】

本会報の原稿締め切りは毎月 15 日であり、同月 25 日に翌月号として公開される。その間の 4 月 21 日にローマ教皇(ローマ総主教)の Francisco 台下が逝去され、後任を選ぶ「コン・クラーベ」と呼ばれる選挙が 5 月 7 日から開始され、現地時間の 8 日午後、通算 4 回目の投票でアメリカ人の Robert Francis Prevost 枢機卿が選出され、Leo14 世を名乗ることとなった。報道にもあるとおり、Leo14 世は前任者の Inclusive 路線は継承するものの、女性司祭の叙任や性的マイノリティの権利拡大には否定的である。前任者の大胆な「改革路線」は DEI や LGBT⇒LGBT+Q⇒LGBT+Q+P の世界的潮流を惹起することとなり、前任者の「改革派」と伝統を重視する「保守派」の関係修復は急務となっており、事前予想ではノーマークであった Prevost 枢機卿が選ばれた背景に、両者の仲介が可能な人物が選ばれたものと報じられている(→文献[1])。

Leo14 世の Motto は "In Illo uno unum" である。ラテン語文の省略されている部分を捕捉すると、

"In Illo uno unum sumus nōs "

である。Illo は遠称の指示形容詞(日本語では「連体詞」)ille(あの)の男性・単数・奪格の大文字表記であり、「『かの唯一の方』(=天地の創造主)の中で、我々は 1 つである」を意味する。

Leo14 世はマルチ・リンガリストであり、カトリックで必須のラテン語のほか、英・独・仏・伊・西・葡を使うことができる。これも教皇選出の理由の一つであると報じられている。**関西圏では第二外国語を開講すらしていない有名大学が多数存在するが、大いに反省を求めたい**ところである。また、Leo14 世を名乗る理由としては、記者会見にて「レオ 13 世教皇は、第一次大産業革命という文脈の中で社会問題に言及されました。今日、教会は、**新たな産業革命と人工知能(AI)の発展に対応し、社会教義という宝をすべての人に提供**しています。」と述べた。この「新たな産業革命と人工知能(AI)の発展」は我々システム監査人にとって非常に重要なフロンティアでもある。

※1.我が国の報道・学校教育では、「司祭の義務的独身制の見直し」については「改革派」とされているが、これは正確ではない。**ローマ・カトリックにおける「司祭の義務的独身制」は、いわゆる「Filioque 問題」に起因する 1054 年の東西教会の分裂後の 1139 年の第 2 ラテラノ公会議による決定**であり、東方正教会側(コンスタンティノポリス(新ローマ)、アレクサンドリア、アンティオキア(現在はシリアのダマスカスに移転)、エルサレムなど)からは、承認されていない(→文献[2-6]及び本会報の 2024 年 7 月号の§6)。

筆者は「ローマ教皇」を「ローマ総主教」とカッコ書きで書いたが、現在のローマ・カトリック教会は古代からの 5 本山制度の 1 つの「ローマ総主教区」であった。現在でも、東方の総主教区(日本では「ギリシャ正教」と呼ばれることも多い)では、その後、加わったロシア、ブルガリア、セルビアなどでも、**主教(司教, Bishop)以上を除いた(修道司祭でない)在俗司祭は妻帯可能**である。実は、十二使徒の内のペテロも、福音書及び使徒行伝の著者であるルカも、新約聖書の書簡を多数記したパウロ(サウロ)も妻帯者であった。また、妻と死別後に修道院に入り、主教(司教)だけでなく、国単位の首座主教になったケースも存在する。

※2. 3 月号及び 4 月号でも指摘したように、少子化を背景に、文部科学省では「大学の数の抑制」路線に舵を切ったが、一昨年帰天した家内の母校である京都ノートルダム女子大学が募集を停止し、最短で 2029 年 3 月で閉校になることが発表された。2026 年度から改組による新学部募集開始が広告されていただけに非常に残念である(→文献[7])。

一般に、グレゴリオ暦(新暦)の復活祭とユリウス暦(旧暦)の復活祭は 1 週間~1 か月程度ズれることが多いが、2025 年は 8 年振りに一致した。古来より、西洋では、「両者が一致する年は大きな事件が起こる」と言われることが少なくないが的中してしまった。21 世紀は一致する年が比較的多く、これまで 2001 年、2004 年、2007 年、2010 年、2011 年、2014 年、2017 年と一致した。次回は 2028 年である。復活祭がグレゴ

リオ暦基準では3月22日～4月25日、ユリウス暦基準では4月4日～5月8日の間を移動することが、欧米で3月末決算の会社が少ないことと密接な関係があることは以前述べたとおりである。

§2.消費税の減税案(1)

[1]消費税に関する世論の動向

3月28日の参議院予算委員会での首相の答弁以来、物価高問題や米国の関税の大幅な引き上げなどによる緊急経済対策の観点から、特に食料品の消費税の引き下げについて与野党から多くの提言が行われている。
 ※昨今のインフレはコスト・プッシュ型であり、デマンド・プル型ではないので、減税によるインフレ加熱は考えられない。

★本件について、JNNの緊急アンケート調査によると、次のような結果が得られた(→文献[8])。

Q1.消費税についてどのように考えているか？

- ・食料品の税率を下げるべき……35%
- ・一律で税率を下げるべき……27%
- ・今の税率を維持すべき……19%
- ・消費税を廃止するべき……16%

Q2.消費税を下げた場合、社会保障の質が低下する不安を感じるか？

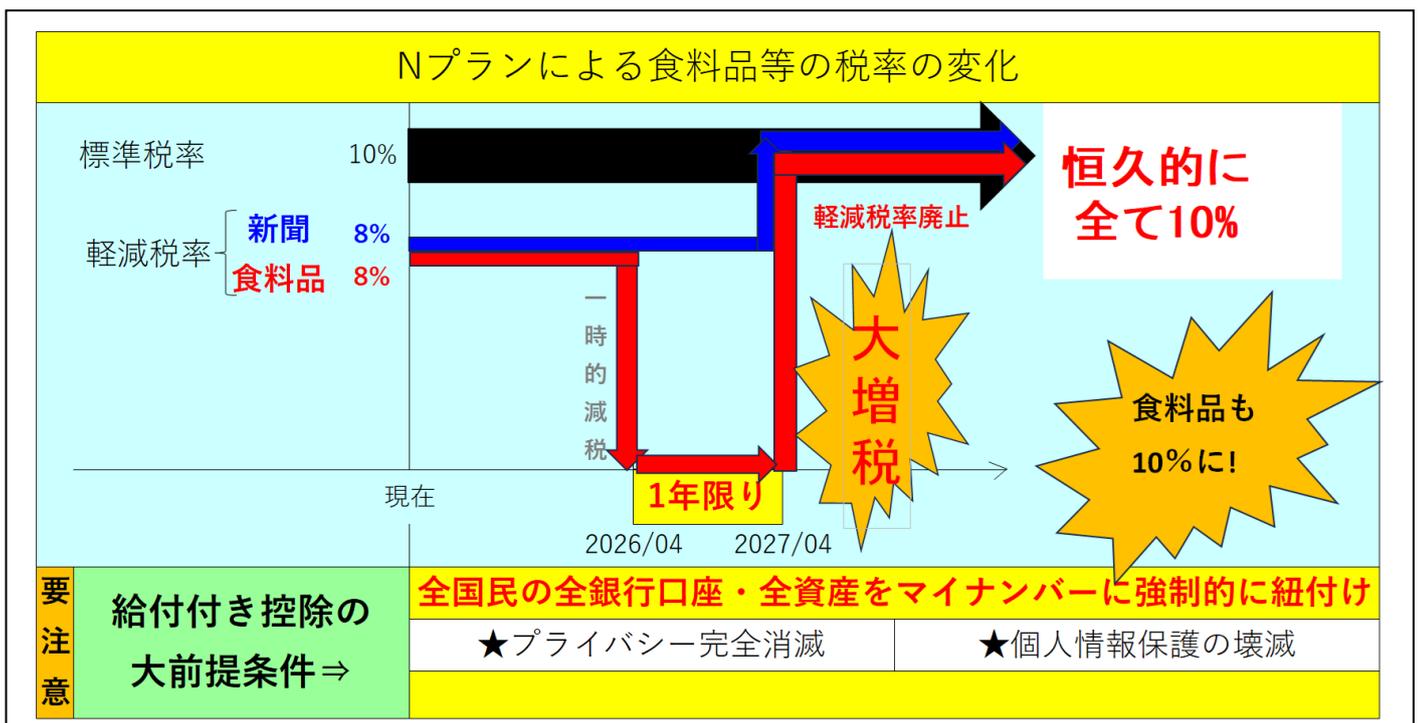
- ・感じる……55%
- ・感じない……43%

★「消費税の減税」と「財政再建」は二律背反とも言われ、多くの議論を呼んでいる。政府としても苦慮しているようである(→文献[9,10])。一方、政府の補助金・給付金について、元会計検査院の田中弥生氏が多重委託(いわゆる「中抜き」)の問題を指摘し、その効率性・妥当性について議論を呼んでいる(→文献[11,12])。なお、ガソリン税の暫定税率については、現状、暫定税率の2倍の補助金を出しているのので、廃止しても財政上の問題はない。

[2]野党側から出された案【システム監査の専門家の出番】

4月27日、野党側から次のような提案がなされた(以下、「N案」と呼ぶ)。その骨子は次のとおりである。税率の変化は次のとおりである。

- ① 1年に限り、食料品の消費税を0%(※非課税ではない)とする。(例外的に最大限2年)
- ② 1年経過後、軽減税率を廃止(全品目を10%)し、「給付付き税額控除」を導入する。



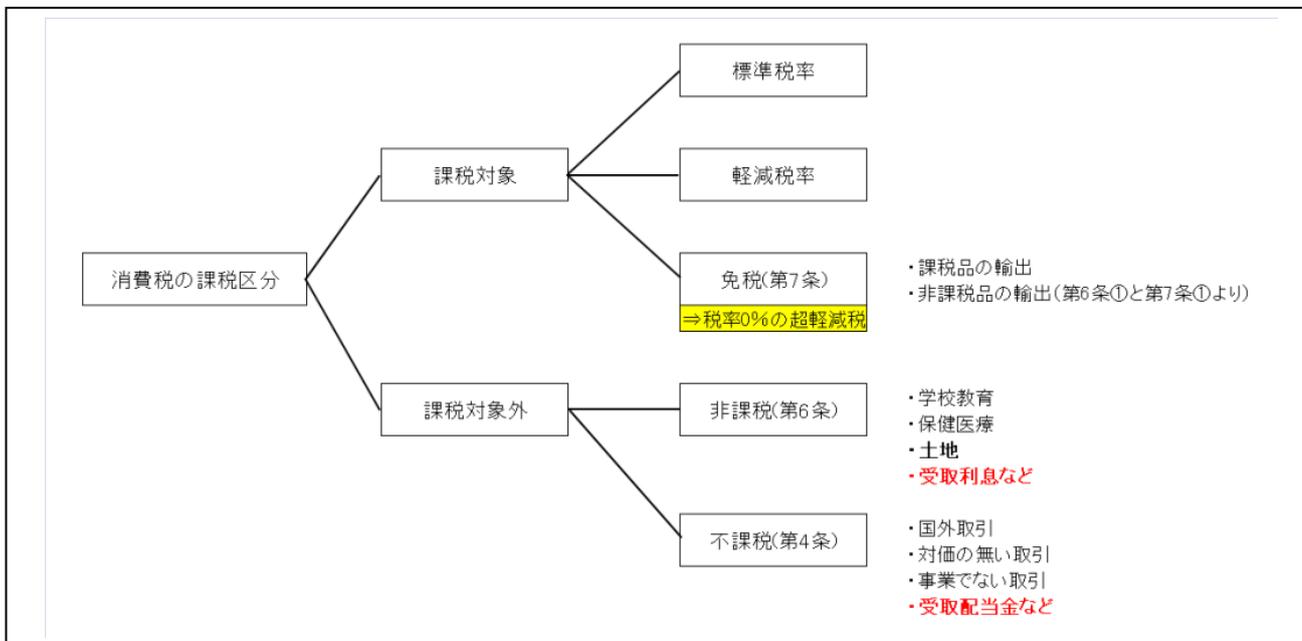
実は、この案については、次のように各方面から多くの課題が指摘されている。

- (1)消費税の減税は1年限りで、**手取りの観点では「1回限りの給付金」と同じ**であり、経済効果は希薄。
- (2)**1年後、軽減税率が廃止され、食料品・新聞は10%に増税される**ので、「食料品購入時の痛税感」が拡大するだけでなく、**非課税世帯以外の大半にとっては実質大増税で、消費の主力である中間層には恩恵が無い**。
- (3)「給付付き税額控除制度」を実現するにはスパコンが必要であるだけでなく、極めて複雑な社会制度の変革を伴うため、**1年で準備することは事実上不可能**。運営経費も莫大であり、システムがハッキングされたり、テロや災害で被災した場合に、全国のPosレジが停止することになり、「フェール・ソフト」に反する。
- (4)(2025年4月26日に某番組で提案者自身が明言したように)「**給付付き税額控除**実現のためには、**国民の全銀行口座・全資産を強制的にマイナンバーに紐づけることが必須**となる。その為、プライバシー保護・個人情報保護の観点から重大な課題が生じる。秘匿したい持病や通院歴を持つ弱者には極めて過酷である。
⇒現在、この制度はシンガポールのみで計算していたカナダは大半の州で廃止した。なお、カナダは消費税は8段階であり、「複数税率」と「給付付き税額控除(GSTクレジット)」を併用していた(⇒文献[14])。また、食料品は全て非課税であり、軽減税率は7%→6%→5%と引き下げた。
- (5)N案では、**消費税の課税が10%と8%と0%の3段階**となり、**(極少数だが)2段階⇒3段階の対応がNGのシステムとPosレジが存在する**ため、対応が課題となる。
- (6)「非課税」と「免税0%」の議論が混乱しており、一部の税理士やインフルエンサーから「免税0%ならば飲食店が大量倒産する」との危惧も指摘されている。
- (7)消費税では、「非課税/不課税」と「免税0%」は似て非なるものである。**「非課税/不課税売上」目的の「課税仕入による仮払消費税」は消費税法第30条の仕入税額控除の対象とはならない**。これは「**損税問題**」と呼ばれており、**医療法人・社会福祉法人・調剤薬局等は、1989年以降、36年間も苦しみ続けている**。この問題をそのままにして食料品店を「免税0%」とすることは非常ハードルが高く、立法過程において、「免税0%」が「非課税」にすり替わる公算が大である。この場合、農家・食料品店に損税問題が発生する。

[3] 「不課税」と「非課税」と「免税0%」の違い **【システム監査の専門家の出番】**

消費税がかからないものは「不課税」と「非課税」と「免税」がある「不課税」(Untaxable)と「非課税」(Non-Taxable)と「免税」(Tax Exemption)は似て非なる概念であるため注意が必要である(⇒文献[14])。

現行の消費税の課税の区分については、次のように場合分けされる。



※1.[2]の(6)の懸念については、(2021年度から上場企業等では禁止された)「税込経理」を基準にした議論であり、妥当ではないと考えられる。また、英国・カナダ等の実情を見る限り、杞憂と考えるのが妥当であると思われる(⇒文献[13]及び2025年2月号・3月号を参照)。

※2.SNS上で「消費税は預かり金ではない」との主張がみられるが、それは免税事業者限定の話である。免税事業者が「消費税名目」で受け取ったとしても、税込経理が義務付けられており、売上の一部を構成する。

※3. **現在「免税0%」は輸出取引においてのみ適用**されている。輸出の場合は「仮払消費税」を受け取れないため、多くの場合、「仮受消費税」 < 「仮払消費税」となり、還付金が発生する。SNS上では、この還付金が「輸出大企業への補助金である」との指摘があるが、これは一種の「都市伝説」であると考えられる。

※4.(7)について：例えば原則非課税売上となる医療機関が購入したCTスキャンの仮払消費税は控除対象外消費税となり、損税となるが、課税売上の動物病院が購入したCTスキャンの仮払消費税は控除対象となる。同様に調剤薬局が処方箋薬を仕入れた場合の仮払消費税は控除対象外消費税となり、損税となるが、動物病院が仕入れた犬のヒラリアの薬の仮払消費税は控除対象となる。筆者は、この問題があるため、筆者は某野党のベテラン国会議員(複数)には、提案するなら「1%」したほうが通りやすいと助言させて頂いた。

§3.消費税の減税案(2)

[1]財政法の規定

まず、財政規律の柱である「財政法」の規定を確認する。

第一章 財政総則

第一条 国の予算その他財政の基本に関しては、この法律の定めるところによる。

第二条 収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう。

② 前項の現金の収納には、他の財産の処分又は新たな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支払には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。

③ なお第一項の収入及び支出には、会計間の繰入その他国庫内において行う移換によるものを含む。

④ 歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいう。

第三条 租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。

第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

② 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

③ 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第五条 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

第六条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。

[2]剰余金の活用による赤字国債不要の消費税減税案

昨年度の税収の上振れは8.2兆となった。しかも、剰余金は2020年度以来増加傾向にある。2025年度税制改正により、基礎控除と給与所得控除は合計160万円/年まで引き上げられたが、税収のインパクトは国税で約1.2兆円である(地方税は1000億未満)。**財政法第6条の原則通り、その半額を財政健全化に使うとしても、あと約2.8兆円は余裕がある。**食料品等の軽減税率を(地方消費税分を含めて)8%から5%に引き下げる場合は、国税分≒1兆8000円、地方税分≒5100億円であるので十分に可能である(エンゲル係数が28.3%に上昇した分を考慮)。この約5100億円を全て地方交付税交付金で補填する場合、東京都へは交付されないの、約4000億円である。

なお、2023年度の定額減税は4兆円規模、同時に行われた非課税世帯への給付は1兆円であり、これも剰余金の活用で賄われた。つまり、**この5兆円の支出に赤字国債は1円も発行していない**のである。

★筆者は、これまで、食料品等の軽減税率について「(国税の)消費税+地方消費税」を8%から5%に引き下げることを検討してきた。この場合、先月号でも述べたように、地方税法はそのまま、消費税法を次のように改正することで実現できる。しかも、**消費税の軽減税率の恒久的な拡充は、中間層だけでなく、生活保護世帯や住民税非課税世帯にも大きな恩恵がある**(→文献[14,15])。

(税率)

第二十九条 消費税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率とする。

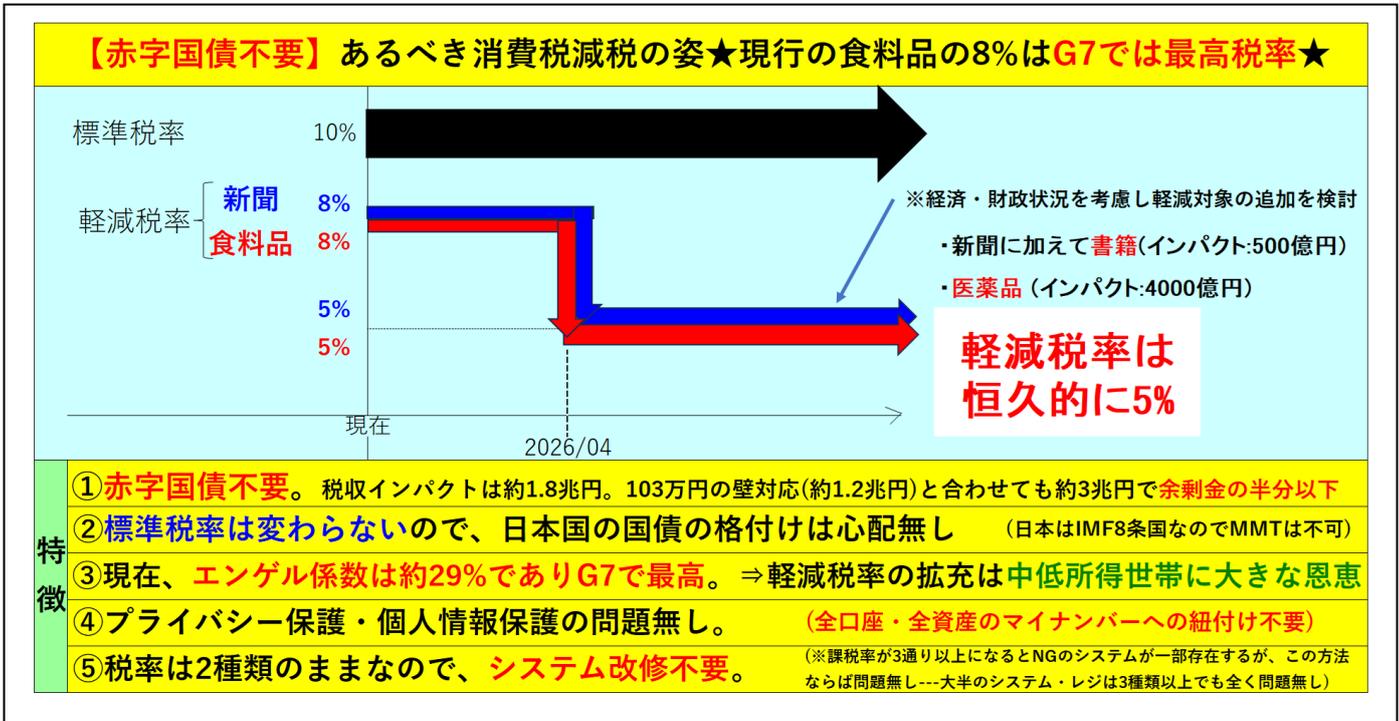
一 課税資産の譲渡等(軽減対象課税資産の譲渡等を除く。)、特定課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(軽減対象課税貨物を除く。) 百分の七・八

二 軽減対象課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる軽減対象課税貨物 **百分の三・九**

★地方税法第 72 条の 83 によれば、「地方消費税」の税率は次のように定められている。

(地方消費税の税率)
第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、七十八分の二十二とする。

★この案によれば、税率の変化等は次のようになる。



[2]上記の消費税減税案の特徴

上記の案の特徴は以下のとおりである。

【趣旨】 **現行の食料品の8%が、G7で最高税率**(独:7%,仏:5.5%,伊:4%,英・米・加:0%または非課税)であることを踏まえ、財政規律の維持と庶民の生活支援を両立し、赤字国債の追加発行もシステム改修も不要な案とする。

【提案の骨子】

1. **標準税率は10%を維持**する。
2. **軽減税率は2026年4月より8%から5%へ引下げ**、恒久的に5%とする。
3. 一般国民の日常生活を考慮し、軽減税率の適用範囲の拡大も検討する。

【5つの特徴】

1. **赤字国債不要**
⇒国税の税収インパクトは約1.8兆円であり、「103万円の壁」対策(約1.2兆円)と合わせても約3兆円であるので、毎年の余剰金(約8兆円)の半分以下であるので、財政法第6条の原則を維持できる。
2. 標準税率は10%を維持
⇒**国債格付けには影響せず**、将来増大する社会福祉の財源の確保の観点でも問題なし。
※なお、日本はIMF8条国であり、MMTは実施できない。
3. エンゲル係数がG7で最高の約29%であることを考慮。
⇒**中低所得者層への恩恵を最大化**するため、食料品の減税に主眼を置く。
4. プライバシー保護・個人情報保護の懸念なし。
⇒給付付き税額控除は採用しないので、**全口座・全資産のマイナンバーへの強制的紐付け不要**
5. 課税の税率は2種類のままなので、(課税率3種類に対応できない極少数派のシステム・Posレジでも)

システム改修不要

⇒既存のインフラに対応できる。

【補足】財政状況を鑑みながら、中期的課題として、軽減税率対象の拡大を検討する。

・新聞に加えて**書籍の追加**：約 500 億円（当初、**書籍も軽減税率の対象であった。**）

⇒我が国は教育立国・学術立国であること、及び、教育費負担軽減の観点から。

なお、いわゆる有害図書除外としては、「図書館十進分類の上 1 桁が 0(総記),7(芸術),9(文学)以外のもの」、または、「学校教育に関する指定を受けたもの」を軽減税率の対象とすることが考えられる。

・**医薬品の追加**：約 4000 億円

⇒高齢化社会対応、及び、医療機関・社会福祉法人・調剤薬局の「損税」問題の負担軽減のため。

※5/12 に Grok3 で筆者の案を確認したところ、5 点満点で 4.8~5.0 であり、N 案は 1.4 であった。(以上)

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用、システム導入上の制約、及び、医学的所見については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、行政書士、医師・薬剤師、IFRS コンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

- [1] レオ 14 世 (ローマ教皇) - Wikipedia
- [2] 第 2 ラテラン公会議 - Wikipedia
- [3] 東西教会の分裂 - Wikipedia ※Filioque 問題の歴史的背景については、本会報の 2024 年 7 月号の§6 も参照
- [4] Holy Fire 2025 in Jerusalem ✨ | Orthodox Easter Miracle, Christ is Risen! †
https://www.youtube.com/shorts/0_Tu75NXEbY
- [5] Holy fire ceremony from The Holy Sepulcher Church- Jerusalem Happy Easter
<https://www.youtube.com/watch?v=GIgpZTwQ100> (2:10:24 に注目)
- [6] LIVE | Putin Attends Orthodox EASTER Service | War TRUCE STUNS the World | CLRCUT
https://www.youtube.com/watch?v=Mah8CpIw_MI (33:50~と 1:06:47~に注目)
- [7] 京都ノートルダム女子大学 学生募集停止のお知らせ <https://www.notredame.ac.jp/important/20250425news/>
- [8]消費税の減税「食料品にかかる税率下げるべき」35%で最多 - Yahoo!ニュース (2025/05/05)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/3f343cd67e7d0f080f1ef1f8cebe9c27a7fb700c>
- [9]石破首相、消費税減税「国の財政はどうなるのか」と否定的「支援に他のやり方はないのか」(2025/05/11)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/c4a5592fdaa43ff7575c091b13926e498ead124e>
- ・「党内できちんと議論をしないとイケないし、与党である公明党とも調整しなければいけない」
 - ・「消費税をガーンと下げることによって、国の財政はどうなるのか。国債を誰が返すのか」
 - ・「本当に困っている人に対する厚い支援は、他のやり方はないのか。限られた財源の中で厚い支援をするやり方は、本当に消費税を下げるだけなのか」
- [10]自民、消費税勉強会を開始 <https://news.yahoo.co.jp/articles/36812b5f4b526b0430a4fa565c01a064fce47e0>
- [11] TBS 元会計検査院の田中弥生氏の証言(2025/05/08)
<https://x.com/PoppinCoco/status/1920557905431920993?t=g5n1gB6ur7CW6uq2SE0Vng>
- [12] <https://x.com/PoppinCoco/status/1920558253915975804?t=g5n1gB6ur7CW6uq2SE0Vng>
- [13] 【EU の事例】食料品の軽減税率やゼロ税率導入で飲食店の倒産続出は無し
<https://youtu.be/fjO-607UjIs?si=OmnHOZiXuRvICHbh>
- [14]「軽減税率」田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋"(最新版 2024/10/14)
- [15] 公明党岡本政調会長、財源付きでの軽減税率の柔軟な引き下げを明言(期限なし)。自民党側と調整中と明言軽減税率 0 パーセントにも言及(2025/05/11)
https://x.com/okamoto3nari/status/1921032047310577894?t=SMtM_k8unWw0o02_5ZyDiw

<目次>

【時事論評】パラダイムシフト時代の悪夢と希望 ～ネバートラスト編～

会員番号 0707 神尾博

1.誰も信用するな！

「ゼロトラスト」という用語は、システム監査人である諸氏にはもはや説明するまでも無いだろう。通信ネットワークの内と外という概念での境界防御から、すべてのデバイスやユーザ等の通信のふるまいを信頼しないことをデフォルトとして、正当性を検証後に認証するというアプローチである。今回はそのサイバーセキュリティ分野から範囲を拡大し、社会や組織等でも「決して信用してはならない」シーンが数多いということについて警鐘を添えて述べていきたい。



機械学習型 AI（以下「AI」）や RPA 等の DX は、一部の勝者を除き多数の人々をディストピアへ導いていることは、今まで多くの識者が指摘し、筆者も繰り返し書き綴ってきた。現代のような激動の時代は、たとえ悪意はなくとも過去の成功体験に引きずられて誤謬を発信し、周囲、特に後進に多大な迷惑をかけてしまうといったケースも多いので要注意だ。今や巷では狐狸や獺が溢れ返っている。ネット情報は信用できるか？人間より AI の方が信用できるか？同室や隣にいる上司や同僚は信用できるか？この政府は信用できるか？……そして激励の常套句になっている「自分を信じろ」は本当に正しいのか？堂々と「ノープロブレム」を喧伝する詐欺野郎どもに「ネバートラスト」の鉄槌を下していこう。

2.ネット情報を信用するな！

SNS でのテキストベース中心のフェイク情報に始まり、AI によって作成されたディープフェイク動画までがネットを席卷する中、何をいまさらと冷笑されておられるかも知れない。ここではそうしたありきたりの警告ではなく、筆者が考え及ぶ範囲でのいくつかの処方箋の提供を中心に話を進めたい。

まずは我々日本人の負の資質をご存じだろうか。2023 年版の情報通信白書や 2024 年の読売新聞の調査によると、日本人は米韓と比べてネット情報のファクトチェック意識が低く、騙されやすいという結果が出ている。ファクトチェックの基本は裏をとることである。1938 年の米国での宇宙人襲来のラジオ放送でも、他の局や新聞の番組欄等の複数の情報源を確認し、迫真のドラマに引っかけからなかった聴取者も多かったという。

それならマスコミ報道は信用できるのか？というご意見もあろうが、少なくとも偽りを流しにくい番組というのは存在する。たとえば科学物や歴史物である。前者は科学的に証明され権威付けられたもの以外が、取り上げられることはまず無い。また科学的思考法を身に着けておくのに大いに役立つ。後者は史観に左右されはするが、社会的通説/定説に則る場合が多い。結果が分かっているので、社会法則からの他の事象の推論に役立つ。こうした信頼性の高い情報源の原理や定説を、自身の核・軸にしておくことをお勧めする。そうすれば自分が興味のある、また近い考えの情報が集まってくるというネットの特性、いわゆるフィルターバブルが最大限に活用できるわけだ。したがってリスクを過小評価してしまうという、正常性バイアスの呪縛から逃れられる可能性が高くなるという効能もある。

3.AI を信用するな！

ここでは AI が返してくる回答の信頼性やそれへの対策、AI に対する間違った評価・分析等について触れ

ることにしたい。現在の AI にはいくつかの難点があり、それらを理解した上で利用するというリスク受容が必要だ。たとえば論理的でない、あるいは事実と異なる回答を返してくるハルシネーションがある。また、偽情報や誤った情報が学習データとして利用されるデータ汚染というのもある。これらは主要ベンダーの提供サービスについては、大量の正確なデータ学習の追加によって淘汰・洗練されてくる可能性もある。妄信は禁物ではあるが……。我々の中で良識ある者が貢献出来ることは、的確で有益な情報を正しい文法でネットに流すことである。そして、たとえ同胞であっても間違いを指摘する見識と勇気も不可欠だ。

再帰の呪いについても挙げておこう。AI が自身の生み出した回答データで再学習すると、精度の低下や多

像教行子孔師先



様性の喪失等の弊害が増大するという。これは孔子の金言である「思いて学ばざれば則ち殆し」が、そのものズバリの表現ではないか。AI は人間の脳のニューラルネットワークを模したものであるから、妥当な帰結であるともいえる。

また現時点の技術の限界を理解しておくことも不可欠だ。現在の「弱い AI」は特定分野には高性能を発揮するが、人間のように幅広い分野での高度な判断能力を持つ「強い AI」は実現できていない。そして「AI が仕事を奪う」という表現はやめた方が良いということで、この章を締めくくりたい。「AI を最大限活用した人間が、他者の仕事を奪っていく」と、正確な表記に努めよう。

4.会社や役員・社員を信用するな！

2025 年の春闘で実現した空前の賃上げ。しかし労働者の誰もが手放しで浮かれているよいのだろうか。AI 等を活用した省力化によって、事務系のホワイトカラーは需要自体の激減が予想されるにもかかわらずだ。それは経営者側の都合というより、AI の利活用等によるグローバル競争力確保という国際社会情勢に起因しているため、一般社員や職員もその枠組みの中での航路を取ることを余儀なくされるはずである。

経営幹部や管理職の中に多い、いわゆる「昭和オヤジ的」な連中に対しては、いくら温情派でも信用しない方が良さそう。たとえば「お前は学生気分が抜けない！」といった口癖を聞く機会もよくあるはずだ。しかしスキリング必須の継続的な生涯学習が必要な時代には、自分は勝ち組の完成形であると勘違いしているような輩には耳を貸さないことである。しかし、そうした管理職を代替する AI は後回しでもかまわない。事務系業務が AI に代替されれば、部下数の関係で必然的に管理職自体の削減ノルマ圧力が強まるからだ。

一方の一般社員/職員にも問題児は多い。AI の普及で「やるやる詐欺」は通用しにくくなるだろう。人間的な信頼関係があっても、そうした AI を使いこなす技量に対する根拠がない相手には、可能な限り距離を置こう。「お前の代わりはいくらでもいる」はパワハラだが「お前の仕事は AI で代替できる」は正論であることが理解できないような知的レベルの持ち主は、啓蒙しようとしても疲弊するだけだ。いつそのこと、出来の悪い上司・同僚・部下ではなく、生成 AI との会話力向上の時間を割いた方がタイパの高いケースも多いはずだ。

もはや文字や音声の認識、画像の分類辺りでは AI の方が、信頼性が高くなっていたりする。そうなると業務によっては、人間を信用するどころか相手にする必要がなくなってくるということになる。

5.大本営発表を信用するな！

「猫の首に鈴をつける」の格言を直球で名乗り、ベルギーに本拠を置く調査報道機関のベリングキャットは「国家は平然と嘘をつく」と公言している。OSINT (Open Source Intelligence) によって、シリアのア

サド政権の戦争犯罪や 2014 年のマレーシア航空機撃墜の際の親口派支配地域からのミサイル発射を暴いた。

筆者はサイバーセキュリティについて継続的にリサーチをしているが、ようやく情報処理安全確保支援士の 2024 年度のオンライン教育に経済安全保障について言及があった。一方で、イスラエルの企業が開発した「Pegasus」というスパイウェアは、現時点では IPA や NICT でもアナウンスは無いようだ。モバイル端末に仕組んで音声通話を含むすべてのアプリ操作を監視するものだが、海外のいくつかの政府機関に提供されているという。また海外製の一部の国の PC 類やネットワークデバイス類については、国際問題に発展する可能性もあるため、民間の報道やサイト任せであることは致し方ないだろう。



さらには企業の大本営においても、従来の情報封鎖は通用しなくなっているようだ。某放送局のタレントへの性接待問題も、外国人株主が声をあげたことから騒ぎは急拡大した。他の企業でもそういった株主によって、配当増のため AI を駆使した間接部門の生産性向上、そして人員削減圧力をかけてくるのは想像に難くない。経営幹部も役員数の削減にまで切り込まれると、自分達が困るのでやりたくないのが本音だろうが……。

6.自分も信用するな！

人間は間違いを犯すものである。このことを前提に判断・行動するのが危機管理である。自分は騙されないと考えている方が危ないのは、言わずもがなだ。そもそも 100%信用できるなら、システム監査自体が不要ではないか。この時代背景ではなおさら、自身への過信は禁物だ。デザイナーや一般事務職のように、自分が過去数十年やってきた仕事のスタイルが、生成 AI によって成立しなくなる職業・職種も出始めた。早めに廃業・職種転換するという手もあるだろう。レッドオーシャンには長居は無用だ。

また、容易に騙されない自分の確立も行っておこう。先にも述べたが、日頃から信頼できる情報のソースを吟味し続けておけば、良い意味でフィルターバブルの活用になり、偏りのない知識がおのずと蓄積されてくるはずだ。SNS の利用に際しては、事業主や詐欺師の集金マシンであることも心に留めておくべきだろう。

自身が内省的であるにもかかわらず、逆に信用できない存在に貶める風評対策にも触れておこう。そのためには普段から自分の意見を表明しておくことをお勧めする。矛盾を突くことで反論出来、また法廷での争いに至っても役に立つはずだ。ただし、ぶれないポリシーと筆力が欠如していると、無意味どころか逆効果だ。

さらには「自分は医学的に認知症でも知的障害でもないから大丈夫」と安心し切ってはならない。AI はアウトプット中心の判定を返すだろうから、具体的な遂行実績の積み上げを怠らないことだ。ベストプラクティス/グッドプラクティスを「オレ流」で否定していると、自らを過信していると見なされるだろう。そういった方々は「自分を信用しない」ところからの再スタートを推奨する。

(このコラム文章は、記事提供者の個人的な意見表明であり、SAAJ の公式見解ではありません。画像は Wiki よりパブリックドメインのものを引用しています。)

[<目次>](#)

第 296 回月例研究会：講演録**テーマ：「金融庁「サイバーセキュリティガイドライン」の概要について」**

会員番号 2585 園田 博

【講師】 あずさ監査法人 Digital Advisory 事業部長**日本システム監査人協会 副会長 公認システム監査人****山口 達也（やまぐち たつや）氏****【日時・場所】 2025 年 4 月 21 日（月） 18:30 - 20:30、オンライン（Zoom ウェビナー）****【テーマ】「金融庁「サイバーセキュリティガイドライン」の概要について」****【要旨】**

2024 年 10 月に金融庁より発表された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」は最新のサイバー脅威や国際基準を取り入れ、より実効的な内容であると評価されると同時に、リスクアプローチにより、各組織がより自社の状況に合わせた検討を行い、優先順位をつけて対応することが求められています。

そのため対応項目が多かったり、内容によっては非常に高度な対応が求められる等、単純に適用が難しい側面もあります。こういった特徴も踏まえ、ガイドラインの概要について解説します。

【講演内容】**・ 01 ガイドラインの概要**

- 1-1 ガイドラインの位置付け
- 1-2 ガイドラインにおける主な論点

形式の遵守ではなく実質的かつ効果的な対応の要求

・ 02 基本概念

- 2-1-1 プリンシプルベースとは?
- 2-1-2 昨今の基準・ガイドラインの動向
- 2-1-3 プリンシプルベースの実態
- 2-1-4 要求事項の解釈
- 2-2-1 「セキュリティリスク」に関する認識
- 2-2-2 一般的なセキュリティ教育内容
- 2-2-3 海外拠点等における状況
- 2-2-4 セキュリティインシデントの真因

プリンシプルベースとルールベースの融合が実態

セキュリティリスクは専門的な分野と常識的な分野に分かれ、グローバルにもローカルにもかつ、内部統制の観点からもセキュリティインシデントの把握は必要

・03 個別論点

- 3-1-1 管理体制整備における論点
- 3-1-2 組織内におけるセキュリティリスク対応
- 3-1-3 全社/グループ対応
- 3-1-4 セキュリティ対策費用の考え方
- 3-1-5 教育・研修に関する論点

セキュリティ対策には組織全体で体制の整備を要し、事業継続性の確保と経営の健全な発展のための投資として考える

- 3-2-1 サードパーティリスクマネジメント
- 3-2-2 外部サービス管理
- 3-2-3 委託元における対応
- 3-2-4 第三者評価の利用
 - 外部委託・外部サービス委託の拡大により、第三者を含めた管理が重要
- 3-3-1 レジリエンス対応
- 3-3-2 サイバーレジリエンス
- 3-3-3 BCP/BCM とレジリエンス対応
- 3-3-4 金融庁によるレジリエンス対応
- 3-3-5 レジリエンス対応の確認方法
- 3-3-6 レジリエンス対応におけるポイント
 - 想定内・想定外のインシデントに対するレジリエンス対応が必要とされている
- 3-4-1 管理作業のDX化

【所感】

本講演は、あずさ監査法人の Digital Advisory 山口氏の解説で、金融庁の「サイバーセキュリティガイドライン」について参考情報を加えながら、講演いただきました。

金融庁の「サイバーセキュリティガイドライン」という、解釈と対応が広範囲でしかも昨今ではより深く考察しなくてはならない当該テーマの内容を、ポイントついた解説で非常にわかりやすく説明いただきました。

参考事例も多く話され、今まで余り馴染みのなかった視聴者でも理解しやすい講演だったと思います。

最後に、「管理作業のDX化」にも言及いただき、後半部分の「対応」については、企業において検討可能なヒントを解説いただいたと思います。

終わることのないサイバーセキュリティの対策について、今後も当研究会においてご講演いただけたら幸甚でございます。

ご検討の程よろしくお願いいたします。

<目次>

第 43 回 CSA フォーラム開催報告**テーマ：プロジェクトを成功させるプロジェクト監査～監査項目表の大幅改訂も交えて～**

会員番号 2581 齊藤 茂雄 (CSA 利用推進 G)

CSA 利用推進 G では、第 43 回 CSA フォーラムを開催いたしました。講師には、当協会理事でプロジェクト監査研究会主査の原田憲幸氏をお迎えし、“プロジェクトを成功させるプロジェクト監査”について語っていただきました。プロジェクト監査研究会は約 10 年前に設立以来、プロジェクトにおけるシステム監査を研究し、書籍や監査項目表を提供しており、この 1 月には監査項目表の大幅な見直し結果を公開しています。今回はこの見直しした監査項目表の紹介も併せてお話しいただきました。

参加者は講師を含め 88 名でした。オンライン開催ということで、関東以外の地域からも 24 名の方に参加いただきました。

終了後のアンケートには、『講師の方の長年のご経験からくる内容で大変参考になりました。』『現在、実際にプロジェクト監査を実施しており、非常に勉強になりました。』『初めて CSA フォーラムに参加しましたが、勉強になりました。』『大変素晴らしい講演 Q&A でした。』など参考になった、勉強になったというご意見が多数ありました。30 分の意見交換の場でも、活発な質疑があり、フォーラムのコンセプトである、相互啓発や情報交換にも貢献できたと考えます。

**【開催概要】**

- **日時**：2025 年 5 月 9 日（金）18：30～20：30（Zoom ウェビナーによるオンライン開催）
- **テーマ**：プロジェクトを成功させるプロジェクト監査～監査項目表の大幅改訂も交えて～
- **講師**：原田憲幸（はらだ のりゆき）氏
SAAJ 理事 プロジェクト監査研究会主査、公認システム監査人(CSA)

- **概要**：(当日使用スライドのコンテンツより抜粋、要約)：

【1】プロジェクトを成功させる“プロジェクト監査”

今回のテーマの全体のガイダンス

【2】トラブル事例 BtoB 基幹システム開発

BtoB 基幹システムを新業務パッケージを用い 20 ヶ月で構築する計画が、結果としてバグ多発、性能も問題、サービス開始半年遅れ、コスト 3 倍のトラブル事例紹介

【3】どうすればよかったか？

“計画の問題”、“仕様確定遅れの問題”、“仕様確定後の追加要求の問題”、“設計品質の問題”、“工程毎の品質判定・終了判定の問題”などを解説

【4】成功に導くプロジェクト監査 ～「失敗しない」システム開発の鍵～

プロジェクトマネジメントの 6 つのポイントと成功に導くプロジェクト監査の必要性を解説

【5】成功に導くプロジェクト監査：必ず行うべき 4 つの監査

必ず行うべき 4 つの監査として、“プロジェクト計画の監査”、“外部設計の監査”、“プロジェクトマネジメントの監査”、“総合テストの監査”の解説

【6】プロジェクトを成功させる監査項目表

詳細項目表、本編 1,446 項目、Agile 編 119 項目の構成、活用方法を解説



CSA フォーラムは CSA・ASA の皆様が、「システム監査に関する実務や事例研究、理論研究等」を通して、システム監査業務に役に立つ研究を行う場です。CSA・ASA 同士のフェイス to フェイスの交流を図ることにより、相互啓発や情報交換を行い、CSA・ASA のスキルを高め、よって CSA・ASA のステータス向上を図ります。お問い合わせは CSA フォーラム事務局：csa@saaj.jp まで (@は小文字変換要)

**CSA 利用推進 G のキャッチフレーズ**

* * CSA・ASA を取得してさらに良かったと思ってもらえる資格にしましょう！！

<目次>

注目情報 (2025.4~2025.5)**■経済産業省：****「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ」を公表****(2025/05/14)**

経済産業省は、セキュリティ人材の裾野を更に拡大していくために必要な施策の在り方について検討を進め、検討の概要を「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ」（最終取りまとめ）として公表した。

本取りまとめでは、情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の活用促進や制度の見直しなどの方向性を示すとともに、登録セキスペの登録人数を2030年までに5万人（2025年4月時点で約2.4万人）まで増やす目標を掲げている。中小企業等が実施すべきセキュリティ対策に応じた人材確保・育成の方策を示すとともに、国家資格である登録セキスペを取得した外部専門人材の活用を促し、サイバーセキュリティ対策の強化につなげていく。経済産業省では、今後、各施策の継続的な改善を実施しながら、更なる人材育成のための方策を検討し、人材の質・量の強化を図っていく予定である。

【背景・趣旨】

我が国においてサイバーセキュリティ人材が不足しているとの声は多く、国内で約11万人不足しているとの民間調査結果（出典：ISC2 Cybersecurity Workforce Study 2023）も出ている。サイバーセキュリティ人材の不足に対応するためには、トップ人材や高度専門人材から、地域の中小企業等でセキュリティ対策を推進する人材まで、各層の課題に応じた施策を戦略的に進めることが重要となる。

このため、経済産業省では、令和6年7月より「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会」を開催し、有識者による議論を進めてきた。検討会では、これまで一定の効果を生み出している既存の施策の拡充・改善をベースとして、実際に政策ニーズを有する組織の方へのヒアリング等も通じて検討を行い、令和7年5月に政策対応の方向性を「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ」として、取りまとめを行った。

【「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ」の概要】

「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ」は、「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会」の検討内容を整理したものであり、以下の方針を示すとともに、登録セキスペの登録人数を2030年までに5万人（2025年4月時点で約2.4万人）まで増やす目標を掲げている。今後、各施策の継続的な改善を実施しながら、更なる人材育成のための方策を検討し、人材の質・量の強化を図っていく。

・サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた施策の方向性**ーセキュリティ・キャンプの拡充**

- ・AI等の特定領域と掛け合わせた高度セキュリティ人材の育成を目的とする新たなキャンプの実施
- ・修了生の継続的な知見研鑽・社会還元・活躍状況共有等を目的としたコミュニティの整備

–登録セキスペの活用促進

- ・ 個社の状況に応じた個別相談・支援等が可能な登録セキスペのリスト（アクティブリスト）を整備し、中小企業支援機関等を通じて中小企業との人材マッチングの促進
- ・ 所定の実務経験を有する者を対象に、資格更新時の講習のみなし受講制度の導入

–中堅・中小企業等における人材確保策の提示

- ・ 中堅・中小企業が実施すべきセキュリティ対策に応じた人材確保・育成の実践的方策ガイドをβ版として整理
- ・ 人材を育成する際に参照できる教材・資格等の提示

【目指す効果】

- ・ トップ人材の育成スケール拡大（現状の2倍以上）
- ・ セキュリティ人材のキャリアの魅力化
- ・ 登録セキスペ※の活躍機会（中小企業のセキュリティ確保等の実務経験機会）増加
- ・ 登録セキスペ資格更新時の負担軽減
- ・ 中堅・中小企業におけるセキュリティ人材探索コストの低減
- ・ 中堅・中小企業内での内部人材育成容易化

※ 2030年までに登録セキスペ5万人（2025年4月時点で約2.4万人）を達成

【関連資料】

- ・ サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ（概要）
- ・ サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ

【関連リンク】

- ・ 経済産業省 産業サイバーセキュリティ研究会 ワーキンググループ2（サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会）

【出典】

- ・ <https://www.meti.go.jp/press/2025/05/20250514002/20250514002.html>



<目次>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第298回	日時	2025年6月19日(木) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	企業 IT 動向調査の結果からみる、今こそ問われる IT 部門の真価と進化
	講師	JUAS（一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会） 企業 IT 動向調査部会 部会長 大熊眞次郎（おおくましんじろう）氏
	講演骨子	31 回目となる企業 IT 動向調査、2024 年度調査は「今こそ問われる IT 部門の真価と進化」を重点テーマに掲げ実施しました。DX 推進、情報セキュリティ、IT 投資の動向など、調査からみえてきた現状と今後の見通しを解説します。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/298.html

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第299回	日時	2025年7月22日(火) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	プライバシー影響評価の概要と普及のための課題
	講師	東京都立大学システムデザイン学部非常勤講師 東京都立産業技術大学院大学名誉教授 瀬戸洋一（せとよういち）氏
	講演骨子	プライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment 以下 PIA）と呼ばれる国際的なリスク評価のフレームワークがある。2017 年に PIA に関する国際標準化規格 ISO/IEC 29134（JIS X 9251）が発行された。個人情報を経営資産として活用されている一方、情報を提供する個人が関わらない状態で、システムが構築され、個人情報が利活用されるため、プライバシーリスクが生じる可能性がある。PIA はリスク低減のための有効な手法である。本講演では、PIA の定義や実施手順の概要を紹介する。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/299.html

■ 関東地区会員向活動説明会（東京）	
日時	2025年11月8日（土） 13:30～17:00
場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
テーマ	会員向活動説明会およびミニセミナー
講師	・活動説明：各研究会主査等 ・ミニセミナー：未定
イベント 骨子	・入会年数の浅い会員向に研究会等の活動を紹介し、協会活動に対する関心を高めていただく ・最新のテーマでの無料ミニセミナーを提供し、協会活動に対する関心を高めていただく
参加費	無料（入会済、未入会を問わず）
お申込み	未定



【 新たに会員になられた方々へ 】

Welcome

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
<https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 S A A J 協会行事一覧 】 赤字：前回から変更された予定			2025.5
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
5月	8：理事会	9：第43回CSAフォーラム 19：第297回月例研究会 17-18：第45回システム監査実務セミナー 31-1：第45回システム監査実務セミナー	
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 12：理事会 19：年会費未納者督促状発送 28：支部会計報告依頼（〆切7/10） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	19：第298回月例研究会 中旬：秋期CSA・ASA募集案内 中旬土曜：春期CSA面接 下旬：春期CSA面接結果通知	3：認定NPO法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）
7月	10：理事会 11：支部助成金支給	上旬：春期CSA認定証発送 22：第299回月例研究会	14：支部会計報告〆切
8月	（理事会休会） 9：中間期会計監査	1：秋期CSA・ASA募集開始～9/30	
9月	11：理事会	20：第300回月例研究会 30：秋期CSA・ASA募集締切	
10月	9：理事会 19：情報処理技術者試験会場での 入会案内チラシ配布	未定：第301回月例研究会（計画中）	19：秋期情報処理試験（システム 監査技術者試験）、情報処理 安全確保支援士試験
前年度に実施した行事一覧			
11月	11：予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 14：理事会 18：2025年度年会費請求書発送準備 27：本部・支部予算提出期限 27：会費未納者除名予告通知発送	18：第292回月例研究会 中旬：CSA・ASA更新手続案内 〔申請期間1/1～1/31〕 中旬～下旬：秋期CSA面接	1：2025年度支部合同研究会 （中部・天満橋にて開催） 8:13:30 会員活動説明会
12月	1：2025年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 12：理事会：2025年度予算案承認 会費未納者除名承認 第24期総会(2/21)審議事項確認 13：総会資料提出依頼（1/7〆切） 13：総会開催予告揭示 20：2024年度経費提出期限	上旬：秋期CSA面接、CSA面接結果通知 中旬：CSA/ASA更新手続案内メール 〔更新申請期間1/1～1/31〕 16：第293回月例研究会 中旬：春期CSA・ASA募集案内 〔申請期間2/1～3/31〕 下旬：秋期CSA認定証発送	12：協会創立記念日
1月	7：総会資料提出期限 16:00 9：理事会：総会資料原案審議 29：2024年度会計監査 31：償却資産税申告期限 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA更新申請受付 20：第294回月例研究会	8：支部会計報告提出期限
2月	6：理事会：通常総会議案承認 28：2024年度年会費納入期限 28：消費税申告期限 28：東京都：認定NPO更新申請 28：東京都：NPO事業報告書提出	2/1-3/31：CSA・ASA春期募集 下旬：CSA・ASA更新認定証発送	21：13:30 第24期通常総会
3月	13：理事会 28：年会費未納者宛督促メール発信	1-31：春期CSA・ASA書類審査 6：第295回月例研究会	
4月	10：理事会	初旬：春期CSA・ASA書類審査 中旬：春期ASA認定証発行 21：第296回月例研究会	20：春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支援士試験

<目次>

会報編集部からのお知らせ】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2025年の会報年間テーマは、**「続・時代が求めるシステム監査」**です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にもその先を目指してどう立ち向かってゆけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っておりません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saaj.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、
野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス： saajeditor ☆ saaj.jp （☆は投稿時には@に変換してください）

Copyright(C)1997-2025、認定 NPO 法人 日本システム監査人協

<目次>